平成２８年（フ）第３０９号
東京都中央区日本橋浜町３丁目41－２－602
債務者　川田ももこ
1　決定年月日時　平成28年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３２１号
東京都葛飾区青戸８丁目３－８－207
債務者　奈良　浩文
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３０号
東京都品川区北品川１丁目７－２－1103
債務者　若葉美惠子
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３１号
東京都台東区下谷２丁目15－４－807　エクセル入谷２号館
債務者　牧野　和哉
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３３９号
東京都板橋区高島平９丁目１－７－820
債務者　古旗　　透
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３４２号
東京都荒川区南千住２丁目31－５
債務者　渡邉　行章
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７号
東京都立川市幸町３丁目21番地の１メゾン・シャローⅡ301号
債務者　松葉　弘美
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１８号
東京都立川市高松町３丁目27番17号ラセーム・タカマツ101号
債務者　松葉　　円
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３５２号
愛知県刈谷市天王町６丁目25番地
債務者　原　　清美
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第９１号
大阪市福島区海老江２丁目１番26号　雅陽マンション303号
債務者　浜田　勝臣
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３６号
大阪市平野区喜連西３丁目２番６－311号
債務者　平野　利惠
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３５号
北海道釧路郡釧路町北見団地７丁目９番地
債務者　サイクルＨＯＬＥＳＨＯＴこと食べ処さんりんしゃこと　桑垣　光秀
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第２４７号
北海道釧路郡釧路町遠矢４丁目19番地
債務者　秋元　奨平
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３１号
東京都東大和市中央２丁目1124番地の１エスポワール103号
債務者　高山　永吾
1　決定年月日時　平成28年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１２１９号
福岡県春日市千歳町２丁目60番地１
破産者　坂本　昭彦
1　決定年月日　平成28年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部